

運営規定の概要

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホーム マホロバノサトカワジ		サービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護
事業所名	特別養護老人ホーム まほろばの里川治		事業所番号	1571000999
所在地	〒 948-0036 新潟県十日町市川治4525番地		フリガナ	ワクイ タクミ
			管理者	涌井 匠
連絡先	電話番号	025-761-7333	FAX番号	025-752-7811
利用定員	20名			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
介護保険給付対象外費用	居住費・食材料費(別掲)			
通常の事業の実施地域	十日町市・小千谷市・南魚沼市・津南町			
	備考			

職員の勤務の体制

職務	職務内容	必要資格	人数
管理者	職員の管理及び業務の実施状況の把握や管理を一元的に行います。		1人
生活相談員	家族や職種間の連絡調整、短期入所の利用調整、計画書の作成等を行います。□	社会福祉士 社会福祉主事□	1人以上 (特養兼務)
看護職員	入所者の健康管理、医師の指示のもと医療処置を行います。家族、介護職員への指導・助言を行います。□	看護師 准看護師□	1人以上 (特養兼務)
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退防止や維持向上のために機能訓練を行います□	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士・看護師□	1人以上
介護職員	入所者の日常生活上のお世話をします。□	介護福祉士・介護職員 初任者研修・実務者研修 他(認知症基礎研修修了者含)□	7人以上
管理栄養士 栄養士	バランスを考えた献立を作成します。□	管理栄養士 栄養士□	1人以上
調理員	献立にそって食事をつくります。□	調理師□	必要数
事務員・営繕	事務管理全般、施設営繕の業務をおこないます。□		必要数

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（1割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	1割負担
要支援1	5,290円	529円
要支援2	6,560円	656円
要介護1	7,040円	704円
要介護2	7,720円	772円
要介護3	8,470円	847円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,870円	987円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		1割負担	備考
<input type="checkbox"/>	送迎加算	184円	片道につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅰ）	4円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅱ）	8円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅲ）イ	12円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅳ）イ	23円	1日につき
<input type="checkbox"/>	※在宅中重度加算	※425円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	120円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	1日につき
<input type="checkbox"/>	療養食加算	8円	1食につき（1日3食を限度）
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	56円	1日につき
<input type="checkbox"/>	緊急短期入所受入加算	90円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	1日につき
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円	ひと月につき
<input type="checkbox"/>	通院等乗降介助	99円	病院へ送迎時
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階①	1,000円	1,370円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で第1段階、第2段階以外の方
第3段階②	1,300円	1,370円	
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
 第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
 第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
 上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日： 年 月 日

【説明者】

所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（2割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	2割負担
要支援1	5,290円	1,058円
要支援2	6,560円	1,312円
要介護1	7,040円	1,408円
要介護2	7,720円	1,544円
要介護3	8,470円	1,694円
要介護4	9,180円	1,836円
要介護5	9,870円	1,974円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		2割負担	備考
<input type="checkbox"/>	送迎加算	368円	片道につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅰ）	8円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅱ）	16円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅲ）イ	24円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅳ）イ	46円	1日につき
<input type="checkbox"/>	※在宅中重度加算	※850円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	36円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	40円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	240円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	6円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	8円	1日につき
<input type="checkbox"/>	療養食加算	16円	1食につき（1日3食を限度）
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	112円	1日につき
<input type="checkbox"/>	緊急短期入所受入加算	180円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12円	1日につき
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	200円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	400円	ひと月につき
<input type="checkbox"/>	通院等乗降介助	198円	病院へ送迎時
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で高齢福祉年金受給者生活保護受給者
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階①	1,000円	1,370円	年金収入80万超120万以下
第3段階②	1,300円	1,370円	年金収入120万超
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日： 年 月 日

【説明者】

所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

特別養護老人ホーム まほろばの里川治
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金表（3割負担）

利用料金は、厚生労働省が定めた告示上の基準の額とし、介護保険負担割合証の「利用者負担割合」に記載のある割合分を自己負担としています。尚、厚生労働省が定めた告示上の基準額が改定された場合は、改定後の金額を適用するものとします。改定時、事業所は法令改正後、速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。介護保険料の滞納に伴う給付制限を受けている場合は負担金額及び支払方法が変わることがあります。

【ユニット型個室利用料金】

2024年8月1日改定

要介護度	1日あたりの利用料金	3割負担
要支援1	5,290円	1,587円
要支援2	6,560円	1,968円
要介護1	7,040円	2,112円
要介護2	7,720円	2,316円
要介護3	8,470円	2,541円
要介護4	9,180円	2,754円
要介護5	9,870円	2,961円

【介護保険給付対象となる加算】

加算の種類		3割負担	備考
<input type="checkbox"/>	送迎加算	552円	片道につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅰ）	12円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅱ）	24円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅲ）イ	36円	1日につき
<input type="checkbox"/>	看護体制加算（Ⅳ）イ	69円	1日につき
<input type="checkbox"/>	※在宅中重度加算	※1,275円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	54円	1日につき
<input type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	60円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算	600円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算	360円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	9円	1日につき
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	12円	1日につき
<input type="checkbox"/>	療養食加算	24円	1食につき（1日3食を限度）
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	168円	1日につき
<input type="checkbox"/>	緊急短期入所受入加算	270円	1日につき（原則7日以内）
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	54円	1日につき
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18円	1日につき
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	300円	ひと月につき（3か月に1度を限度）
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	600円	ひと月につき
<input type="checkbox"/>	通院等乗降介助	297円	病院へ送迎時
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料金（基本料金＋各種加算） × 13.6%	

【実費】

持ち込み電化製品使用料	100円	1日につき
-------------	------	-------

【食費・居住費】

介護保険負担段階	食費	居住費	適用	
第1段階	300円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で高齢福祉年金受給者生活保護受給者	
第2段階	600円	880円	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入額の合計が80万円以下	
第3段階①	1,000円	1,370円	年金収入80万超120万以下	市民非課税（世帯の全員、別住所の配偶者含む）で第1段階、第2段階以外の方
第3段階②	1,300円	1,370円	年金収入120万超	
第4段階	1700円	2,066円	市民課税世帯	

※ 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円
第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円
第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
上記年金収入に加え、預貯金が左記の金額以下であること。

※ 朝食：450円、昼食：650円、夕食：600円

サービスのご提供にあたり、本紙に基づき、ご利用サービスに関わる費用の説明を行いました

説明日： 年 月 日

【説明者】

所在地：新潟県十日町市川治4525番地

事業所：特別養護老人ホームまほろばの里川治

説明者：生活相談員

【確認者】

短期入所生活介護 加算説明書

加算の種類	加算の要件
送迎加算	施設から自宅の間送迎を行った場合
看護体制加算(Ⅰ)	・常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	・看護職員の数をも1名以上配置 ・施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している
看護体制加算(Ⅲ)イ	・利用定員が29人以下。 ・前年度、前3か月の利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上。
看護体制加算(Ⅳ)イ	・看護職員の数をも4名以上配置 ・施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している ・利用定員が29人以下。 ・前年度、前3か月の利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上。
夜間職員配置加算(Ⅱ)	夜勤を行う介護職員・看護職員が最低基準を1以上上回っている場合に次の区分に応じて算定。 ①利用者の動向を察知できる見守り機器10%以上設置。 ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討の実施のいずれにも適合している場合は最低基準を0.9以上上回っている場合。
夜間職員配置加算(Ⅳ)	・上記要件を満たしている場合。 ・夜勤時間帯を通じ、看護職員又は喀痰吸引等の実地研修を修了した介護福祉士が1人以上いること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	・医師が緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、入所した日から、7日間算定
若年性認知症入所者受入加算	・若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、個人の特性やニーズに応じたサービスを提供している
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	・認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、定期的な研修を実施しており、入所者の1/2以上に認知症専門の介護が必要な場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	・認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を配置した場合に算定
療養食加算	・管理栄養士又は栄養士により食事の提供が管理され、適切な栄養量及び内容の食事提供が行われている ・医師の指示による糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な検査食を提供する場合

個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら機能訓練指導員として従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等を1名以上配置 ・個別機能訓練計画に基づき機能訓練を提供。 ・3か月に1度利用者宅を訪問し利用者または家族に対して進捗状況の説明をし訓練内容の見直しを行う。
緊急短期入所受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急利用者を受け入れた場合に原則7日間、最大14日間算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置 ・勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士50%以上 ・常勤職員75%以上 ・勤続7年以上30%以上
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の理学療法士や医師からの助言(アセスメントやカンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けたくうえで機能訓練指導員が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成。 ・ICTを活用した動画等により利用者の状態を把握したうえで助言を行う。 ※3か月に1回を限度とする
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が短期入所に訪問し、施設の理学療法士・介護職員・看護職員・相談員・他の職種とアセスメントやカンファレンスを行い、助言を受け個別機能訓練計画を作成し3か月に1度評価を行う。 ・生活機能向上連携加算(Ⅰ)と併算定は不可
通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から病院へ送迎し、病院から自宅へ送迎した場合のみ算定。
在宅中重度加算	<p>ショートステイを利用している中重度者が、自宅で訪問看護サービスを利用していた場合に、該当訪問看護事業所の看護職員がショートステイ先を訪問し、健康管理等が実施された場合に算定。</p>
介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算を含めた利用料金の8.3%分を算定
特定処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算を含めた利用料金の2.3%分を算定